

# 令和4年度久留米市障害者差別解消支援地域協議会

## 第1回 議事録要旨

次 第	<b>1 開会</b> <b>2 委嘱状交付</b> <b>3 協議事項</b> (1) (仮称)久留米市障害者差別禁止条例策定の進捗状況について <b>4 その他</b> <b>5 閉会</b>
開催日時	令和4年9月13日(火) 19:00～20:10
開催場所	ZoomによるWeb会議
出席者 (敬称略)	1. 久留米市身体障害者福祉協会                      2. 久留米市手をつなぐ育成会 3. 久留米市精神障害者地域家族会              4～6. 久留米市障害者差別禁止条例をつくる会 7. 久留米市小学校長会                              8. 久留米市私立幼稚園協会 9. 久留米市保育協会                                  10. 久留米市社会福祉協議会 11. 久留米市障害者基幹相談支援センター 12. 久留米市介護福祉サービス事業者協議会 13. 久留米市障害者支援施設協議会              14. 久留米商工会議所 15. 弁護士会筑後支部                              16. 久留米大学 17. 久留米市校区まちづくり連絡協議会      18. 久留米市民生委員児童委員協議会 19～21. 公募委員3名
欠席者 (敬称略)	1. 久留米市障害者差別禁止条例をつくる会1名    2. 久留米市中学校長会 3. 久留米市立久留米特別支援学校              4. 久留米医師会 5. 西鉄バス久留米株式会社                      6. 福岡県料飲業生活衛生組合連合会筑後支部 7. 久留米公共職業安定所                          8. 久留米人権擁護委員協議会
内 容	<b>1. 開会</b> 29名中、21名参加のため会議成立  <b>2. 委嘱状交付</b> 所属団体での異動等に伴い4名の方が新たに委員委嘱。  <b>3. 協議事項</b> (1) (仮称)久留米市障害者差別禁止条例策定の進捗状況について <事務局>別紙1、別紙2、参考資料1を用いて説明 ・令和元年11月から令和4年3月までの経過(久留米市障害者差別禁止条例をつくる会からの条例制定の請願提出から、本協議会や条例検討WGの開催状況など)を説明。 ・これまでの条例検討WGの協議事項を説明。

- ・ 条例検討WGで協議した結果、確定した条例素案（定義と禁止規定）の内容説明。
- ・ 条例の定義や禁止規定を定めるにあたり、参考の市条例と比較して条例素案を説明。
- ・ 定義では、障害を理由とする差別について「不当な差別的取り扱いをすること」「合理的配慮をしないこと」と定義した。さらに、WGにおいて障害者や事業者を定義すべきという意見を受けて、国の基本指針を引用し、障害者や事業者の定義を定めた。
- ・ 「不当な差別的取扱の禁止」については、初めに「何人も障害者に対し、あらゆる分野で差別を行ってはならない」と定め、次に、市や事業者について10の分野を含むあらゆる分野で障害者の権利利益を侵害してはならないと定めた。
- ・ 福祉サービスの提供では、適切な相談及び支援をしないこと、障害者の意思に反すること、どちらか1つでも該当すれば差別に当たるように、「または」で繋ぎ条文を定めた。
- ・ 医療の分野では、障害者本人からの意思表示が難しい方を考慮し、家族への意思確認を追加すべきというWGでの意見を踏まえ、条文では「家族等」を追加。
- ・ 教育や療育、保育の分野では、別紙2のイとウの条文のように、イでは義務教育について、ウでは義務教育以外のことについて定めた。さらに、エでは授業や行事のことについても追加した。
- ・ 不特定多数の方に利用される建物や施設については、WGにおいて、不特定多数という言葉は、例えば学校は多数だが不特定ではないため対象から外れるのではないかという指摘を踏まえ、学校も対象となるよう「学校を含む」と追加している。
- ・ 災害については、WGにおいて、災害時の避難所で障害者に対する情報提供がない等の意見を踏まえ、個別分野の一つとして追加した。「不当な差別的取扱の禁止」の個別分野に災害を追加することは、「合理的配慮の提供が前条に規定する」と記載していることから、災害時の避難所等で合理的配慮の提供を行う必要があるということを確認に示すことにも繋がる。
- ・ 次に、合理的配慮の提供では、不当な差別的取扱の禁止で定めた分野、つまり10の分野を含むあらゆる分野で、合理的配慮を提供しなければならないと規定している。
- ・ 事業者の合理的配慮の提供については、国の法改正の結果を踏まえた書きぶりとしている。

#### <委員>

- ・ 定義における「不当な差別的取り扱い」について。「正当な理由なく、障害を理由として」と定められているが、東教授の講演において、差別には障害を理由とする直接差別だけでなく、例えば盲導犬を連れてお店に入ることを断られたという関連差別も差別になると言われていた。よって、「障害を理由」という範囲では狭く、福岡県条例のように「障害又は障害に関連する事由を理由」というように範囲を広めていただきたい。
- ・ 参考の市では「不当な差別的取り扱い」の定義において、「正当な理由なく」と定め、禁止規定での「不当な差別的取扱の禁止」の1項において「正当な理由によりやむを得ない場合を除き」と定めている。久留米市での「不当な差別的取扱の禁止」では削

除されているが、このままでいいのか。

<事務局>

- ・「不当な差別的取扱い」の定義における「理由」の範囲で、福岡県条例と同様に「障害に関連する事由」を追加することについては、再度WGにて協議させていただきたい。
- ・禁止規定での「不当な差別的取扱いの禁止」における「正当な理由を得ない場合を除き」という記述については、定義で述べていることであり、繰り返しを避けるために久留米市では削除している。

<委員>

- ・「合理的配慮」の定義において、参考の市では「実施に伴う負担が過重になるものを除く」と記載され、「合理的配慮の提供」でも「過重な負担にならない範囲」と定められているが、久留米市ではその文言がない。これでいいのか。

<事務局>

- ・こちらも先ほどの「正当な理由なく」と同じように、定義で定めており繰り返しを避けるために削除している。

<委員>

- ・「不当な差別的取扱いの禁止」での「教育」の分野について。イでは教育委員会が行う就学先の決定、つまり学校のことを述べているが、現在問題となっていることは特別支援学級、つまり在籍のことが問題となっている。現在、支援学級がかなり増えてきている現状を踏まえ、「支援学級」のことについても条例に盛り込んでいただきたい。
- ・先日、国連で行われていた権利条約への取組みの評価では、障害児と一般児童の分離を指摘されていたと思うので、「支援学級」について検討してもらいたい。

<事務局>

- ・条文エにおいて「授業又は行事への参加」と記述しており、この中に「支援学級」を含むように解釈している。しかし、書きぶりが分かりにくいということもあるかもしれないので、指摘については再度WGにて協議したいと思う。

<委員>

- ・障害者との関わりを日々模索している中で、今回の条例策定の検討状況を聞き大変感動している。また、避難所のことなど久留米市ならではのことも話し合わせ感謝している。

<委員>

- ・不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供における「雇用」の分野で、雇用では採用とともに「解雇」の場面も非常に重要であると思う。合理的配慮を提供しても結果として解雇になる場合もあり、障害者が安心して働けるように「解雇」のことについて追加して定めていただきたい。
- ・例えば、ある県条例の労働及び雇用の分野の第3項では、「障害のある人が合理的配慮をなされてもなお業務を適切に遂行することができない場合、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、障害を理由として解雇しては

ならない」とある。このように解雇のことを定めてはどうか。

<会長>

- ・「解雇」を条例に定めることで、かえって雇用主に乱用されてしまう恐れはないのか。つまり、あらゆる努力をした、あらゆる合理的配慮を提供したが、それでもなお業務を遂行できなかったので解雇しますということにならないのか。

<事務局>

- ・雇用には採用、配置、解雇など様々なことを含める言葉だと思うが、あらためて「雇用」という言葉が何を指すのか、再度WGにて協議して本協議会に報告したい。
- ・条例では細かく定めると分かりにくくなり、大きく定めると解釈があいまいになるなど、バランスを取ることが非常に難しい。よって、細かなことや具体的なことについては、施行規則や基本方針、ガイドラインなどを作成することで補完していきたいと考えている。

<委員>

- ・障害者が社会で生きていくためには、教育の場で分けないことが一番大切であるということをお伝えしたい。私たちはそのような活動をしている。自然に一緒に生活していく中で、特別なことをしなくても一緒に生活していけるような環境になるのではないかなと思う。
- ・インクルーシブであるためには一緒に生きていく場所を保証してほしい、このことをお願いしたい。

#### 4. その他

<委員>

- ・今後施策について協議されると思うが、他の自治体では財政措置を講じるなどの施策もある。今後どのようなことを協議されるのか。

<事務局>

- ・現在、手続規定を協議するためにWGの委員から意見を求めている。手続規定が終われば、次の協議事項として施策になる。久留米市としてどのような施策を進めるべきか協議する予定。自治体によっては財政措置を講ずるという文言を記載したものもあるが、久留米市で記載できるかどうか現時点では約束できない。

<事務局>

- ・今後は、本協議会での指摘事項や手続規定、施策、その後、理念や基本方針を協議し、素案として固めたいと考えている。これをできる限り速やかに進めたいと考えているが、協議には時間がかかっている状況。
- ・今年度はあと1回、可能ならば2回開催したいと考えているが、進捗状況に応じて開催案内を出したいと考えている。

#### 3. その他

	4. 閉会
--	-------

以上